

新型コロナウイルス対策営業持続化等補助金

募集要領

【申請者用】

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月に比べ売上の減少した山口県内の事業者が、業務の効率化や新事業展開などを通じて、営業の維持発展を図る取組を支援するための補助金を交付します。

2 内 容

(1) 小規模事業者分

①補助金の対象者

- ・小規模事業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者）
- ・山口県内に主たる事業所を有する者
- ・最近1ヶ月の売上高が前年同月比で減少し、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高が前年同期比で減少することが見込まれるもの

②補助金額

1事業者当たり上限30万円(補助率10/10)

③募集件数

全県で300件

④申請方法

- ・受付時期 令和2年5月11日(月)～5月29日(金) ※消印有効
- ・受付方法 原則として郵送(簡易書留など郵便物の追跡ができる方法)
※感染防止のため、申請先への持参はお控えください。

⑤申請先

事業所所在の商工会議所、商工会へ送付ください。

⑥必要書類

- ・申請書
- ・売上元帳などの売上高の減少を確認できる書類の写し
※補助金の支払は、金融機関への振り込みとなります。

⑦事業対象となる期間と経費

- ・事業対象期間：交付決定日から令和2年8月31日まで

・事業対象経費

費 目	対 象 経 費
人 件 費	①事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
	②補助員（アルバイト等）に係る賃金 等
役 務 費	通信費、広告費、運送代 等
賃 借 料	機械・設備のリース料・レンタル料 等
委 託 費	事業者が直接実施できない又は適当でないものについて、他の事業者に外注するための経費
謝 金	外部専門家に対する謝金 等
消 耗 品 費	事業を行うために必要な物品であって、備品（取得価額が10万円以上（税抜）のもの）以外の購入に要する経費
そ の 他	その他、「業務の効率化」や「新事業展開」を行う上で特に必要と認められる経費

※備品購入、施設整備に係るものは補助対象外です。

※消費税及び地方消費税は補助対象外のため、申請書や実績報告書を作成する際は除外してください。ただし、以下の事業者は補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税及び地方消費税を補助対象経費に含めることができます。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者

【対象経費の例】

- ・店舗での販売商品のネット販売・宅配販売を始めるための経費（広告宣伝費、人件費等）
- ・飲食店等がテイクアウトを始めるための経費（商品開発経費、人件費等）
- ・ホテルが新たに部屋をテレワーク用に貸し出すための経費（部屋の準備のための人件費、Wi-Fi強化費、PR経費等）
- ・テレビ会議システムの導入経費

(2) 中小企業分

①補助金の対象者

- ・ 中小企業（中小企業基本法第2条第1項に規定する事業者）
- ・ 山口県内に主たる事業所を有する者
- ・ 最近1ヶ月の売上高が前年同月比で減少し、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高が前年同期比で減少することが見込まれるもの

②補助金額

1事業者当たり上限300万円(補助率3/4)

③募集件数

全県で15件

④申請方法

- ・ 受付時期 令和2年5月11日(月)～5月29日(金) ※消印有効
- ・ 受付方法 原則として郵送(簡易書留など郵便物の追跡ができる方法)
※感染防止のため、申請先への持参はお控えください。

⑤申請先

(公財)やまぐち産業振興財団へ送付ください。

⑥必要書類

- ・ 申請書
- ・ 売上元帳などの売上高の減少を確認できる書類の写し
※補助金の支払は、金融機関への振り込みとなります。

⑦事業対象となる期間と経費

- ・ 事業対象期間：交付決定日から令和2年8月31日まで

・事業対象経費

費 目	対 象 経 費
人 件 費	①事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
	②補助員（アルバイト等）に係る賃金 等
役 務 費	通信費、広告費、運送代 等
賃 借 料	機械・設備のリース料・レンタル料 等
委 託 費	事業者が直接実施できない又は適当でないものについて、他の事業者に外注するための経費
謝 金	外部専門家に対する謝金 等
備 品 費	機械装置・工具器具の購入等に要する経費 ※取得価額が 10 万円以上（税抜）のもの
消 耗 品 費	事業を行うために必要な物品であって、備品以外の購入に要する経費
施設整備費	店舗の改装等の施設の整備に要する経費 ※不動産の取得に該当する工事等は対象外
そ の 他	その他、「業務の効率化」や「新事業展開」を行う上で特に必要と認められる経費

※消費税及び地方消費税は補助対象外のため、申請書や実績報告書を作成する際は除外してください。ただし、以下の事業者は補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税及び地方消費税を補助対象経費に含めることができます。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者

※原則として、汎用性があるもの（パソコン・タブレット PC 及び周辺機器、自転車等）は対象外ですが、テレビ会議の導入やテレワークの推進など、業務の効率化のための経費であって、目的外使用にならないと認められる場合には、対象経費に含めることができます。

※取得価格等が単価 50 万円以上の財産は、処分制限財産に該当します。処分制限期間内に当該財産を処分（補助目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）する場合には、事前に知事の承認が必要となりますのでご注意ください。

【対象経費の例】

- ・店舗での販売商品のネット販売・宅配販売を始めるための経費（広告宣伝費、人件費等）
- ・飲食店等がテイクアウトを始めるための経費（商品開発経費、人件費等）
- ・ホテルが新たに部屋をテレワーク用に貸し出すための経費（部屋の準備のための人件費、Wi-Fi 強化費、PR 経費等）
- ・テレビ会議システムの導入経費

区分	事業所の所在地	提出・問合せ先	郵便番号	住所	電話番号
小規模事業者分	下関市	下関商工会議所	〒750-8513	下関市南部町21-19	083-222-3333
		下関市商工会	〒759-6311	下関市豊浦町大字吉永1861-1	083-772-0625
	宇部市	宇部商工会議所	〒755-8558	宇部市松山町1丁目16-18	0836-31-0251
		くすのき商工会	〒757-0216	宇部市船木442-11	0836-67-1352
	山口市	山口商工会議所	〒753-0086	山口市中市町1-10	083-925-2300
		徳地商工会	〒747-0231	山口市徳地堀1817	0835-52-0026
		山口県央商工会	〒754-1277	山口市阿知須4233-31	0836-65-2129
	萩市	萩商工会議所	〒758-0047	萩市東田町19-4	0838-25-3333
		萩阿武商工会	〒759-3112	萩市大字下田万1194-1	08387-2-0213
		萩・阿西商工会	〒758-0141	萩市川上4462-15	0838-54-5500
	防府市	防府商工会議所	〒747-0037	防府市八王子2-8-9	0835-22-4352
	下松市	下松商工会議所	〒744-0008	下松市新川2-1-38	0833-41-1070
	岩国市	岩国商工会議所	〒740-8639	岩国市今津町1-18-1	0827-21-4201
		岩国西商工会	〒742-0417	岩国市周東町下久原1568-2	0827-84-0183
		やましろ商工会	〒740-0502	岩国市美川町四馬神1310-4	0827-76-0100
	光市	光商工会議所	〒743-0063	光市島田4-14-15	0833-71-0650
		大和商工会	〒743-0103	光市大字岩田2488-30	0820-48-2705
	長門市	長門商工会議所	〒759-4101	長門市東深川1321-1	0837-22-2266
		ながと大津商工会	〒759-3803	長門市三隅中1524-2	0837-43-0033
	柳井市	柳井商工会議所	〒742-8645	柳井市中央2-15-1	0820-22-3731
		大島商工会	〒749-0101	柳井市神代4830	0820-45-2414
	美祢市	美祢市商工会	〒759-2212	美祢市大嶺町東分320-3	0837-52-0434
	周南市	徳山商工会議所	〒745-0037	周南市栄町2-15	0834-31-3000
		新南陽商工会議所	〒746-0017	周南市宮の前2-6-13	0834-63-3315
		熊毛町商工会	〒745-0663	周南市熊毛中央町3番7号	0833-91-0007
		鹿野町商工会	〒745-0302	周南市鹿野上2976	0834-68-2259
		都濃商工会	〒745-0122	周南市須々万本郷575-1	0834-88-0010
	山陽小野田市	小野田商工会議所	〒756-0824	山陽小野田市中央2-3-1	0836-84-4111
		山陽商工会議所	〒757-0001	山陽小野田市鴨庄101-29	0836-73-2525
周防大島町	周防大島町商工会	〒742-2301	大島郡周防大島町久賀4485	0820-79-0300	
和木町	和木町商工会	〒740-0061	玖珂郡和木町和木2-1-1	0827-53-2066	
上関町	上関町商工会	〒742-1402	熊毛郡上関町長島480	0820-62-0177	
田布施町	田布施町商工会	〒742-1511	熊毛郡田布施町下田布施814-1	0820-52-2983	
平生町	平生町商工会	〒742-1102	熊毛郡平生町平生村178	0820-56-2245	
阿武町	萩阿武商工会	〒759-3622	阿武郡阿武町大字奈古2593-3	08388-2-2105	
中小企業分	県内全域	(公財)やまぐち産業振興財団	〒753-0077	山口市熊野町1-10 ニューメディアプラザ 山口ビル10F	083-922-3700

3 申請から支払まで（小規模事業者分、中小企業分 共通）

（1）申請から支払いまでの流れ

【申請者】 交付申請書をダウンロード



【申請者】 交付申請書を作成



【申請者】 交付申請書、添付書類を郵送で提出



書 類 審 査



交 付 決 定



【申請者】（中小企業分については、概算払請求が可能です）



【申請者】 事業実施



～小規模事業者分～

【申請者】 実績報告書兼請求書をダウンロード



【申請者】 実績報告書兼請求書を作成



【申請者】 実績報告書兼請求書を郵送で提出



額の確定



支払い

～中小企業分～

【申請者】 実績報告書をダウンロード



【申請者】 実績報告書を作成



【申請者】 実績報告書を郵送で提出



額の確定



【申請者】 請求書をダウンロード



【申請者】 請求書を作成



【申請者】 請求書を郵送で提出



支払い

(2) 備考

- 申請書類の審査の結果、本補助金を交付する旨の決定をしたときは、後日、交付決定の通知を発送し、本補助金を交付しない旨の決定をしたときは、後日、不交付に関する通知を発送します。

4 その他（小規模事業者分、中小企業分 共通）

- (1) 提出された書類の返却はいたしませんので、写し等は各自で保存してください。
- (2) 提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがありますので、書類の作成や申請には十分にご注意ください。
- (3) 本補助金交付後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は補助金を返還することになります。
- (4) 本事業における関係書類は事業終了後5年間保存してください。
- (5) 小規模事業者分については、新型コロナウイルス対策営業持続化等補助金（小規模事業者分）交付申請書の「5 その他」の要件を確認し、署名又は記名押印の上、申請をお願いします。

また、中小企業分については、新型コロナウイルス対策営業持続化等補助金（中小企業分）交付申請書の「3 補助金の該当要件に係る申告事項」を確認の上、口欄に を入れて提出ください。

【問合せ先】

【小規模事業者分】 事業所の所在の商工会議所、商工会(P5のとおり)

【中 小 企 業 分】 (公財)やまぐち産業振興財団(P5のとおり)

山口県商工労働部商政課 電話 083-933-3110